

岡山県共同募金配分要綱

制 定	昭和24年12月4日
改 正	昭和28年1月1日
改 正	平成4年3月25日
改 正	平成9年3月26日
改 正	平成10年3月26日
改 正	平成13年3月15日
改 正	平成22年3月25日

1 総 則

社会福祉法人岡山県共同募金会（以下、「本会」という。）は、寄付者の信託に応えるため、本要綱の定めるところにより、適正、公正かつ効果的な配分を行うものとする。

2 配分対象

共同募金は、次の事業を行う民間社会福祉施設、団体（以下、「受配者」という。）に対して配分する。

- (1) 社会福祉法に基づいて行う第1種及び第2種社会福祉事業
- (2) 更生保護事業法に基づいて行う更生保護事業
- (3) その他社会福祉を目的とする事業

また、災害その他緊急に配分が必要と認められるもので、別に定める規程等に基づくものは、特例として配分の対象とすることができる。

3 配分の欠格要件

次の事業及び施設、団体は、配分の対象としない。

- (1) 構成員の互助共済のみを目的とするもの。
- (2) 営利のために行っているとみなされるもの。
- (3) 当該事業が政治、宗教、労働組合等の運動のために運用されているもの。
- (4) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、その責任に属するとみなされるもの。
- (5) 経営の基礎、管理が不十分で、地域の寄付者から信頼されていないもの。
- (6) 借入金の返済及び負債整理の補償となるもの。
- (7) 事業開始から受配申請提出までに1年以上の経歴のないもの。

ただし、下記の事項のいずれかに該当するもので、理事会が承認した場合はこの限りでない。

ア. 所轄行政庁から緊急整備の必要が認められ、新設事業を開始するもの。

イ. 現在までに相当の経歴を有し、経営上の責任及び管理に十分な信用ある団体が社会の要望によって事業を開始したもの。

ウ. その他配分委員会において必要と認めたもの。

- (8) 原則として、配分金以外の財源で、当該事業が実施可能と認められるもの。

4 配分金の使用年度

配分金は、募金した翌年度の受配者の事業費に充てることを原則とする。
ただし、歳末たすけあい募金の配分、災害その他緊急の場合はこの限りでない。

5 受配申請

共同募金の配分を受けようとする者は、別に定める様式による受配申請書を本会に提出しなければならない。

市町村共同募金委員会を經由して提出する場合は、市町村共同募金委員会は当該受配申請が本要綱による資格があるか否かを調査して本会へ送付しなければならない。

6 配分決定

- (1) 配分の決定は、配分委員会で審議の上、理事会の決議による。理事会の決議には、原則として評議員会の同意を得なければならない。
- (2) 配分の実施は、事前に決定した配分計画によって行うことを原則とするが、募金実績に過不足を生じたとき、その必要がある場合には配分計画を調整する。
- (3) 配分が決定したときには、別に定める様式により受配者に通知するとともに市町村共同募金委員会に通知する。

7 使途の変更禁止及び計画変更申請

- (1) 配分金は、指定された使途以外に使用してはならない。
- (2) 特別な事由により、止むを得ず使途及び事業計画を変更しようとするときは、書面によって本会の承認を受けなければならない。

8 配分決定額の変更

事業計画の変更により事業費総額が減額となった場合には、「配分要領」の配分基準に基づき、当初の配分決定額金を変更（減額）するものとする。

9 配分金の交付

配分金は、原則として配分決定後、配分金交付請求書に基づき交付する。

10 配分金の監査

- (1) 受配者は、配分金の使途、経理について内容を明らかにしておかなければならない。
- (2) 受配者に対する監査は、配分金の使途に関係のある範囲で行う。

11 配分金の決定取消し及び返還

受配者が次に該当する場合は、配分金の全部又は一部の配分の決定を取り消し、又は返還させることができる。

- (1) 経理状況がきわめて不良と認めるとき。
- (2) 経営上不都合の行為があつて、受配者として適当でないとするに至ったとき。

- (3) 配分金の決定後、理由なく事業の一部休止又は廃止したもの。
- (4) 配分金を指定された費目に使わなかったとき。
- (5) 定められた期限内に事業が完了しない場合。
- (6) その他不相当と認めたとき。

1.2 受配明示

受配者は、受配事業が共同募金の配分金によるものであることを明らかにするため、本会の指示する方法により受配を明示しなければならない。

(附則)

- 1 この要綱は、平成10年3月26日から施行する。
- 2 共同募金の配分額の決定等その他の配分基準は、年度毎に別に定める配分要領によるものとする。なお、この配分要領の作成については、新しい時代の動き、地域住民の福祉ニーズに柔軟に対応できることに配慮するものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成13年3月28日から施行する。
- 2 平成10年3月26日施行の旧要綱の附則第2項は削除する。
- 3 共同募金の配分額の決定は、別に定める「配分要領」によるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。